

随意契約結果書及び契約の内容

工事の名称	令和３－５年度 吉野川水系行川本川砂防堰堤工事
工事概要	本工事は、平成３０年７月豪雨により発生した土石流等の不安定土砂等の移動による二次災害防止を目的に緊急的に実施する砂防工事である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の氏名及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 丹羽 克彦 四国地方整備局 香川県高松市サンポート３番３３号
契約年月日	令和４年３月２２日
契約業者名	青木あすなろ建設（株）四国支店
契約業者の住所	高松市亀井町４－１２
契約金額	599,500,000円（税込み）
予定価格	599,665,000円（税込み）
落札率	99.97 %
随意契約によることとした理由	本工事は、平成３０年７月豪雨により発生した土石流等の不安定土砂等の移動による二次災害防止を目的に緊急的に実施する砂防工事である。 流量が大きく、不安定な崩壊土砂が河道内に堆積する行川本川での施工であり、通年施工（出水期を含む）の安全性確保と工期内での確実な工事実施を考慮した仮設構造物の設計と堰堤の施工計画の立案が必要となる難易度が高い工事である。 そのため、当該工事においては、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を適用し、提案能力が総合的に最も高いと認められた青木あすなろ建設（株）を優先交渉権者として、発注者が別途発注した設計業務受注者と協力して当該設計業務を完成させるための技術協力業務を実施した。 本工事を確実に実施するためには、技術協力業務において適切な施工技術、独自の技術的知見や現地で知り得た情報に基づき設計業務受注者と協力して設計を完成させたものと契約する必要がある。かつ、学識経験者による「四国地方整備局総合評価委員会行川本川砂防堰堤工事専門部会」において、設計内容、価格等が妥当と認められた青木あすなろ建設（株）が本工事を実施可能な唯一の者である。 よって会計法２９条の３第４項及び、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、随意契約を行うものである。
工事場所	高知県長岡郡本山町下関地先
工事種別	一般土木工事
工期（自）	令和４年３月２３日
工期（至）	令和６年３月２９日
再就職の役員の数	
備考	